

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 森 博樹 渥美総合法律事務所・外国法共同事業
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル
【報告義務発生日】	
【提出日】	平成22年5月17日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	
【提出形態】	
【変更報告書提出事由】	

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	関西ペイント株式会社
証券コード	4613
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京・大阪

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	コロンビア・ワンガー・アセット・マネジメント・エルエルシー (Columbia Wanger Asset Management, L.L.C.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国60606イリノイ州シカゴ市ウエスト・モンロー・ストリート227スイート3000
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル 渥美総合法律事務所・外国法共同事業 弁護士 森 博樹
電話番号	03(5501)2111 (森 博樹)

2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー (Columbia Management Investment Advisers LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国02110マサチューセッツ州ボストン市フェデラルストリート100
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル 渥美総合法律事務所・外国法共同事業 弁護士 森 博樹
電話番号	03(5501)2111 (森 博樹)

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成22年5月1日(変更報告書No.1、平成22年5月12日提出)
訂正内容	<p>(添付文書に係る訂正) 上記報告書に添付された委任状2通をEDINET上の非縦覧書類として提出してしまったため、公衆縦覧に供するよう訂正する。本訂正報告書に添付する委任状のうち、コロンビア・ワンガー・アセット・マネジメント・エルピー委任状及びコロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー委任状は、非縦覧書類として提出した委任状と同一の内容のものである。</p> <p>(提出本文書に係る訂正) 上記報告書における、第4 [提出者及び共同保有者に関する総括表] 2 [上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳] について、以下の記載を訂正する。なお、訂正箇所を下線を付して表示する。</p> <p>(2) [株券等保有割合]</p>

< 訂正前 >

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成22年5月1日現在)	V 272,623,270
上記提出者の株券等保有割合(%) ($T/(U+V) \times 100$)	5.38%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	<u>(空欄)</u>

< 訂正後 >

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成22年5月1日現在)	V 272,623,270
上記提出者の株券等保有割合(%) ($T/(U+V) \times 100$)	5.38%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	<u>5.15%</u>